

大分県報

平成二十八年
号外（九〇）
六月二十三日

（木曜日）

目次

公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部改正……………

○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年6月23日

大分県公安委員会委員長 高橋治人

大分県公安委員会規則第8号

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する事務の項中

第31条の21第2項第2号 処分移送通知書に基づく無店舗型電話異性紹介営業の停止命令

を

第31条の21第2項第2号 処分移送通知書に基づく無店舗型電話異性紹介営業の停止命令

第31条の23に 特定遊興飲食店営業の許可の取消し

おいて準用する第8条	
第31条の23に おいて準用する第10条の2 第6項	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し
第31条の25第1項	特定遊興飲食店営業の許可の取消し
第31条の25第2項	特定遊興飲食店営業の停止命令

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月23日

大分県公安委員会委員長 高橋治人

大分県公安委員会規則第9号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和60年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第2号」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

習俗的行事等	地 域
長浜神社夏季大祭	
大分七夕まつり	大 分 市
本場鶴崎踊大会	
別府八湯温泉まつり	
別府夏の宵まつり	別 府 市

大貞公園桜まつり	中 津 市
中津祇園	
天ヶ瀬温泉まつり	
日田川開き観光祭	日 田 市
日田祇園祭	
さいき春まつり	佐 伯 市
佐伯みなと火まつり	
臼杵城址桜まつり	
臼杵祇園まつり	臼 杵 市
うすき竹宵	
つくみ港まつり	津 久 見 市
岡城桜まつり	
日本一炭酸泉まつり	竹 田 市
たいけた竹灯籠 竹楽	
宇佐市七夕夏まつり	宇 佐 市
お取り越し	
真名野長者まつり	豊 後 大 野 市
ゆふいん温泉まつり	由 布 市
姫島盆踊り	姫 島 村
城下かれい祭り	日 出 町
童話の里夏まつり	玖 珠 町

附 則

この規則は、公布の日から施行する。